

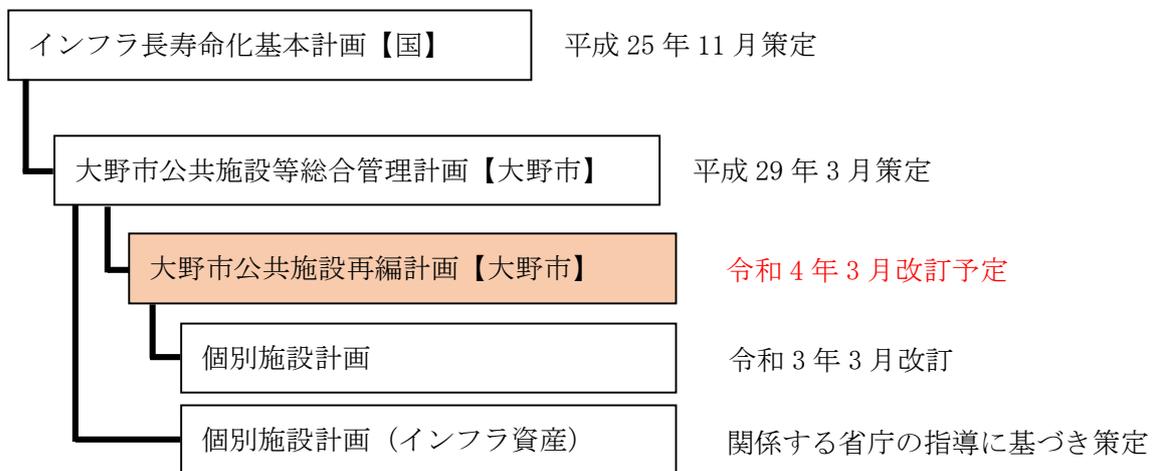
大野市公共施設等総合管理計画～大野市公共施設再編計画編～ 改訂

1 大野市公共施設等総合管理計画の概要

平成29年3月に策定した「大野市公共施設等総合管理計画」の基本方針では、市が現在保有する公共施設については、財政や人口規模に応じたものとなるよう、適正配置及び適切な維持管理・修繕等に取り組み、公共施設の総量縮減を図ることとしています。

大野市公共施設等総合管理計画には、施設の適正配置に特化した行動計画である、大野市公共施設再編計画編（平成30年3月改訂）と施設の長寿命化を図るための個別施設計画編（令和3年3月改訂）があり、今回、大野市公共施設再編計画編を改訂します。

2 計画の位置づけ



3 計画期間

令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

前期5年間（令和4年度～令和8年度）後期5年間（令和9年度～令和13年度）

4 対象施設

対象とする施設は、市所有の施設を対象とします。公共施設の方針を具現化するものであることから、建物（建築物）を基本に考えます。

県有財産や道路、橋梁、移動通信用鉄塔施設を除きます。

■ 公共施設の方向性について

施設の方向性	内 容
	<p>現在の利用目的のまま利用する施設 施設の現状に応じて設置目的の変更する施設</p>
維持	<p>現状維持</p> <p>現状維持とされた施設についても、耐用年数が到来する際には、施設の必要性や利用状況などを精査し、更新について検討します。 維持管理していく際には、効率的に管理運営を行うほか、長く使用できるよう適正な維持補修を行います。また、定期的に中規模及び大規模の改修を行います。</p> <p>【管理方法の変更、運営方法の変更】 利用時間の見直し、利用料金の見直し、指定管理者制度の活用等により、行政サービスの向上及び効果的・効率的な施設運営を図ります。</p> <p>【改築・改修】 市民サービスを提供するために必要な施設、重複する施設がなく、他の施設と統合できない施設については、改築・改修します。 改築・改修時には、行政サービスの内容を重視し、他の今ある施設との統合・複合化を検討します。また、より利便性の高い場所へ移転も検討します。</p> <p>用途変更</p> <p>所期の目的を達成した施設や設置目的とは違う利用をしている施設については、ニーズの多い用途へ設置目的を変更します。</p> <p>統合・複合化</p> <p>施設の統合、施設の移転をすることとします。 利用率が低迷している施設や管理運営上統合したほうが効率的と思われる施設については、類似する施設を集約する統合や異なる機能を有する施設を一つの施設にまとめる複合化をします。 複合化の場合、お互いの施設の機能を損なわず、利用者へのサービスを低下させることがないよう配慮します。</p>
廃止	<p>所期の目的を達成した施設で老朽化により建て替えが必要な施設、利用状況が低迷している施設、統合・複合化、用途変更や譲渡ができない施設については、廃止します。 廃止となる施設は、原則として譲渡もしくは除却するものとします。</p> <p>売却・譲渡</p> <p>譲渡については、有償譲渡（売却）と無償譲渡のいずれかの方法により、市から法人や団体、個人へ所有権を移転することとします。 この場合、特定の団体や地域が使用している施設は団体や地域に、民間が運営したほうがより効果が期待できる施設は民間に譲渡するなど、地域等の意向を確認した上で、市民に対するサービスを低下させることがないよう配慮します。</p> <p>除却（解体）</p> <p>施設を廃止するだけでなく、統合、複合化、地域や民間へ譲渡するなどの利活用についても検討します。譲渡ができないとの結論に至った場合は、基本的には除却（解体）するものとします。</p>

<p>廃止検討</p>	<p>廃止検討については、令和13年度末までに施設を維持し続ける必要性や廃止が市民サービスに与える影響などを検証し、廃止に向けた課題を整理します。</p>
<p>見直し（その他）</p>	<p>令和13年度末までに施設のあり方や効率的な管理運営手法を抜本的に見直し、随時明確にしていきます。</p> <p>なお、施設別に個別具体的に計画等を策定し、施設のあり方や方向性、スケジュールを明記しているものについても見直しとします。</p>

■ 土地の方向性について

土地については、所有区分に応じて取組みの基準を定め、これまでの経緯や状況などに応じて取り組んでいくこととします。

○市有地	
公共施設がある土地	公共施設が存続する間は、建物と併せて所有・管理します
他者が使用している土地	使用者への売却を進めます
未利用又は利用方法が定められていない土地	利用しなくなってから概ね2年以内に、利活用方針を決定します。不要な土地は、速やかな売却に向けて取り組みます
○借地	
公共施設がある土地	契約時の事情、実勢価格、地価の変動等を考慮し、借地料の適正化を図ります 公共施設が存続する間は、建物と併せて管理します また、施設用地内に市有地と混在している場合など、必要に応じて借地部分の取得に向けた取組みを進めます
他者が使用している土地	土地所有者、使用者間での賃貸契約への転換を図ります
未利用又は利用方法が定められていない土地	速やかな返還に向けて取り組みます
○未活用の土地	
未活用土地の今後の必要性を十分に検証し、活用の可能性がない土地については速やかに売却するなどの処分を進めます	

■ 土地開発基金について

土地開発基金（土地）については、土地取得時の目的が現在もなお存在しているかを検証し、目的が薄れてきている場合は、他事業への有効活用について検討します。

■ 現状分析と評価について

再編計画の改訂に当たっては、まず、公共施設ごとの課題を見える化するため、公共施設の現状を把握・分析し、評価を行いました。

現状分析と評価の手順は下記のとおりです。

- ①施設が市民に提供するサービスの種類やその施設の必需性（公共性）などを考慮して施設を分類
- ②分類した公共施設を「建物状況」「利用状況」「コスト状況」の3つの観点で現状分析・評価
- ③総合的な評価

① 公共施設サービスの分類

分 類	評 価
○必需的公共的施設	○
市民の日常生活においてほとんどの人に必要とされる必需性が高い施設	
○準必需的公共的施設	△ (場合によっては“×”)
市民にとって必要性が異なる施設であるが必需性が高い施設	
○選択的市場的施設	× (場合によっては“△”)
特定の市民が生活や余暇を充実させるためなど、市民にとって必要性が異なる選択的な施設	

なお、分類上細分化が必要なものについては、施設の用途や利用状況、民間参入の有無などを考慮して細分類を行います。

② 分類施設別の現状分析と観点別評価

分類した公共施設を1つのグループとして、「建物状況」「利用状況」「コスト状況」の3つの観点で現状分析（偏差値を求めるなど）して評価を行います。

分 類	評 価
○建物状況の評価	
耐用年数が10年後も超えていない施設	○
耐用年数が超えていない施設で今後10年で耐用年数を超える	△
耐用年数を超えている施設	×
○利用状況の評価	
施設開館日1日当たりの利用者数を基本とし、市営住宅については入居率を、水道・下水道については加入率を、公民館については地区住民100人当たりの利用者数を分析数値とする	
偏差値50以上	○
偏差値48以上50未満	△
偏差値48未満	×
○コスト状況の評価	
利用者1人当たりの経費を基本とし、市営住宅については1世帯当たりの年間経費を、利用者数を把握していない施設については施設開館日1日当たりの経費を分析数値とする	

偏差値50以下	○
偏差値50を超え52以下	△
偏差値52を超えたもの	×

③総合的な評価

公共施設サービスの分類、建物状況、利用状況、コスト状況の4つの観点で評価された公共施設を総合評価し、点数をつけることによって公共施設の方向性が見える化します。

○得点計算方法

得点 “○”は3点 “△”は1点 “×”は0点

公共施設サービスの分類方向性、建物状況、利用状況、コスト状況の4つの得点合計
(個別施設計画での維持計画を加味する)

得点計算表と方向性

得点合計	判定パターン	方向性
0点	すべて “×”	廃止を検討
1点	1か所 “△”	廃止を検討
2点	2か所 “△”	売却、譲渡を検討し、場合によっては廃止を検討
3点	3か所 “△”	売却、譲渡を検討し、場合によっては廃止を検討
	1か所 “○”	
4点	4か所 “△”	売却、譲渡を検討し、場合によっては廃止
	1か所 “○” で1か所 “△”	
5点～12点	3か所以上で “○” と “△” (6点の場合は2か所で “○” の場合あり)	現状維持 (長寿命化、利用促進、コスト改善などの対策は必要)

■ 再編する施設について

方向性ごとの施設数については、次のとおりです。

現状維持	204
用途変更	4
統合・複合化	8
売却・譲渡（検討）	18
除却（解体）	2
廃止検討	22
見直し（その他）	45（学校14を含む）
合計	303

■ 各施設の得点、方向性について

● 共通事項

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は行動制限や施設の利用制限がかけられたため、利用状況調査に関しては平成29年度から令和元年度の3か年を調査しました。また、コスト状況に関しても、同様に平成29年度から令和元年度の3か年を調査しました。
- ・建物状況の経過年数については、令和3年4月1日時点で計算しています。
- ・建物状況の評価については、耐用年数を超えている施設については「×」と、超えていない施設で今後10年で耐用年数を超える場合は「△」、10年後も超えていない施設については「○」と評価します。
- ・利用状況、コスト状況については、分類内で偏差値を求め、判定しました。

● レクリエーション施設（必需的公共的施設）

- ・公園については災害時などで必要とされることから必要とみなし分類方向性は「○」とします。
- ・耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数表の「構築物」－「緑化施設及び庭園」－「その他の緑化施設及び庭園」の20年としました。
- ・利用状況については利用者数を把握していないため、「-」としました。また、評価については施設の必需性（公共性）を重視し、「○」としました。
- ・コスト状況については利用者数を把握していないため、1日当たりの経費（過去3カ年の平均）を分析数値としました。

【 施設状況一覧 番号 1～33 】

● レクリエーション施設（準必需的公共的施設）

- ・衛生施設や駐車場となる施設であり、分類方向性は「△」とします。
- ・耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数表に基づき次のとおりとしました。駐車場については舗装路面により、コンクリート敷、ブロック敷等を15年と、アスファルト敷を10年としました。トイレについては建物の構造により、鉄筋コンクリート造を50年と、コンクリートブロック造を41年と、鉄骨造を38年と、木造（合成樹脂造を含む）を24年としました。
- ・利用状況について利用者数を把握していない施設については「-」としました。また、評価については個々の施設の必需性（公共性）を精査し決定しました。トイレ、駐車場については「○」としました。
- ・コスト状況については利用者数を把握していない施設があるため、1日当たりの経費（過去3カ年の平均）を分析数値としました。コストがわからない施設については改善方法などが判定不能なため「×」としました。

【 施設状況一覧 番号 34～43 】

●レクリエーション施設（選択的市場的施設）

- ・民間事業者が営利目的として参入可能であることから分類方向性は「×」とします。
- ・耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数表に基づき次のとおりとしました。鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造を50年と、鉄骨造を38年と、木造を24年としました。
- ・利用状況について利用者数を把握していない施設については「-」としました。また、評価については偏差値48未満を「×」、48以上50未満を「△」、50以上を「○」と評価します。また、平成の湯に関しては、フレアール和泉の宿泊客も入浴することができるため「○」とします。
- ・コスト状況については施設規模等に影響されることから、利用者数1人当たりの経費（過去3カ年の平均）を分析数値としました。コストがわからない施設については改善方法などが判定不能なため「×」としました。

【 施設状況一覧 番号 44～66 】

●産業振興施設（必需的公共的施設）

- ・災害時に避難所となっていることから必要とみなし分類方向性は「○」とします。
- ・耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数表に基づき次のとおりとしました。鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造を50年と、鉄骨造を38年と、木造を24年としました。
- ・利用状況について利用者数を把握していない施設については「-」としました。また、評価については偏差値48未満を「×」、48以上50未満を「△」、50以上を「○」と評価します。
- ・コスト状況については施設規模等に影響されることから、利用者数1人当たりの経費（過去3カ年の平均）を分析数値としました。

【 施設状況一覧 番号 67～68 】

●産業振興施設（準必需的公共的）

- ・基本的に廃止検討する施設であり「×」とします。
- ・耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数表に基づき次のとおりとしました。鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造を50年と、鉄骨造を38年と、木造を24年としました。
- ・利用状況について利用者数を把握していない施設については「-」としました。また、評価については利用者把握ができない施設は「×」としました。なお、特用林産物生産・加工施設は特産物販売所もかねているため「△」としました。
- ・コスト状況については休止中や本来の目的以外に使用している施設があることから1日当たりの経費（過去3カ年の平均）を分析数値としました。

【 施設状況一覧 番号 69～74 】

●産業振興施設（選択的市場的）

- ・民間事業者が営利目的として参入可能であることから分類方向性は「×」とします。
- ・耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数表に基づき次のとおりとしました。鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造を50年と、鉄骨造を38年と、木造を24年としました。
- ・利用状況について利用者数を把握していない施設については「-」としました。また、評価については利用停止中施設や利用者把握ができない施設は「×」としました。
- ・コスト状況については施設規模等に影響されることから、利用者数1人当たりの経費（過去3カ年の平均）を分析数値としました。なお、内水面遊魚等施設（サン・フィッシュランド）については、利用を中止しているものの経費がかかることから、また、木材工芸品加工施設は売却予定のため「×」と評価しました。

【 施設状況一覧 番号 75～77 】

●観光振興施設（選択的市場的施設）

- ・選択的市場的施設ではあるが、道の駅など観光に必要な施設であるため分類方向性は「△」とします。
- ・耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数表に基づき次のとおりとしました。鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造を50年と、鉄骨造を38年と、木造を24年としました。九頭竜湖畔観光用地については「その他の緑化施設及び庭園」の20年としました。
- ・利用状況について利用者数を把握していない施設については「-」としました。また、評価については利用者把握ができない施設は「×」としました。なお、城下町東広場はまちなかの東玄関となることから「△」としました。また、道の駅は「○」としました。平成大野屋は一体的に考える必要があり、単独では「×」だが「△」としました。
- ・コスト状況については施設規模等に影響されることから、1日当たりの経費（過去3カ年の平均）を分析数値としました。なお、道の駅については「○」とします。

【 施設状況一覧 番号 78～94 】

●基盤施設（必需的公共的施設：コミュニティ施設）

- ・必需的公共的施設であり、各地区コミュニティ施設であることから分類方向性は「○」とします。
- ・耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数表に基づき次のとおりとしました。鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造を50年と、鉄骨造を38年と、木造を24年としました。
- ・利用状況について利用者数を把握していない施設については「-」としました。また、評価については偏差値48未満を「×」、48以上50未満を「△」、50以上を「○」と評価します。
- ・コスト状況については施設規模等に影響されることから、利用者数1人当たりの経費（過去3カ年の平均）を分析数値としました。偏差値52を超えたものを「×」、50を超え52以下を「△」、50以下を「○」と評価します。

【 施設状況一覧 番号 95～118 】

●基盤施設（必需的公共的施設：市営住宅）

- ・必需的公共的施設ではあるが、民間事業者が営利目的として参入可能であることから分類方向性は「△」とします。
- ・耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数表に基づき次のとおりとしました。鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造を50年と、鉄骨造を38年と、木造を24年としました。
- ・利用状況については住宅の入居率（過去3カ年の平均）を分析数値としました。入居率80%未満を「×」、80%以上90%未満を「△」、90%以上を「○」とします。
- ・コスト状況については、利用1世帯当たりの年間経費（過去3カ年の平均）を分析数値としました。偏差値52を超えたものを「×」、50を超え52以下を「△」、50以下を「○」と評価します。

【 施設状況一覧 番号 119～126 】

●基盤施設（必需的公共的施設：上水道・簡易水道）

- ・必需的公共的施設であり、ライフラインとなる施設であることから、分類方向性は「○」とします。
- ・耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数表に基づき次のとおりとしました。鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造を50年と、鉄骨造を38年と、木造を24年としました。
- ・利用状況については水道の加入率（令和2年度当初）を分析数値としました。加入率80%未満を「×」、80%以上90%未満を「△」、90%以上を「○」とします。
- ・コスト状況については、必要施設であるため「○」とします。

【 施設状況一覧 番号 127～138 】

●基盤施設（必需的公共的施設：下水道・し尿処理）

- ・必需的公共的施設であり、衛生施設であることから、分類方向性は「○」とします。
- ・耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数表に基づき次のとおりとしました。鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造を50年と、鉄骨造を38年と、木造を24年としました。
- ・利用状況については下水道及び農業集落排水については加入率（令和2年度）を分析数値としました。加入率80%未満を「×」、80%以上90%未満を「△」、90%以上を「○」とします。
- ・コスト状況については、必要施設であるため「○」とします。

【 施設状況一覧 番号 139～155 】

●基盤施設（必需的公共的施設：葬斎場）

- ・必需的公共的施設であるため、分類方向性は「○」とします。

- ・耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数表に基づき次のとおりとしました。鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造を50年と、鉄骨造を38年と、木造を24年としました。
- ・利用状況については施設の設置目的を考慮し、「○」とします。
- ・コスト状況については、改善方法などが判定不能なため「×」としました。

【 施設状況一覧 番号 156 】

●基盤施設（選択的市場的施設：JR関係）

- ・選択的市場的施設であるがJRと協力体制が必要な施設であることから、分類方向性は「△」とします。
- ・耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数表に基づき次のとおりとしました。鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造を50年と、鉄骨造を38年と、木造を24年としました。
- ・利用状況について利用者数を把握していない施設については「-」としました。また、評価については利用者把握ができない施設は「×」としました。
- ・コスト状況については、1日当たりの経費（過去3カ年の平均）を分析数値としました。

【 施設状況一覧 番号 157～161 】

●基盤施設（選択的市場的施設：交通関係）

- ・選択的市場的施設であるが駐車場であることから、分類方向性は「△」とします。
- ・耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数表に基づき次のとおりとしました。駐車場については舗装路面により、コンクリート敷、ブロック敷等を15年と、アスファルト敷を10年としました。
- ・利用状況について利用者数を把握していないため「-」とし、評価を「×」としました。
- ・コスト状況については、改善方法などが判定不能なため「×」としました。

【 施設状況一覧 番号 162～163 】

●基盤施設（選択的市場的施設：市営バス関係）

- ・選択的市場的施設であるが公共的なバス停であることから、分類方向性は「△」とします。
- ・耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数表に基づき次のとおりとしました。鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造を50年と、コンクリートブロック造を41年、鉄骨造を38年と、木造を24年としました。
- ・利用状況について利用者数を把握していないため「-」とし、評価を「×」としました。
- ・コスト状況については、改善方法などが判定不能なため「×」としました。

【 施設状況一覧 番号 164～173 】

●文教施設（必需的公共的施設：広く市民が利用する施設）

- ・必需的公共的施設であるが学校の再編計画があり、すべてを残すものではないことから、分類方向性は「△」とします。
- ・耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数表に基づき次のとおりとしました。鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造を50年と、鉄骨造を38年と、木造を24年としました。
- ・利用状況について1日あたりの利用者数を分析数値としました。また、評価については偏差値48未満を「×」、48以上50未満を「△」、50以上を「○」と評価します。
- ・コスト状況については施設規模等に影響されることから、利用者数1人当たりの経費（過去3カ年の平均）を分析数値としました。偏差値52を超えたものを「×」、50を超え52以下を「△」、50以下を「○」と評価します。

【 施設状況一覧 番号 174～176 】 ※小中学校も一覧に記載

●文教施設（必需的公共的施設：地域づくり拠点施設）

- ・必需的公共的施設であり地域の拠点となる施設であることから、分類方向性は「○」とします。
- ・耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数表に基づき次のとおりとしました。鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造を50年と、鉄骨造を38年と、木造を24年としました。
- ・利用状況については地区住民100人当たりの利用者人数を分析数値としました。また、評価については偏差値48未満を「×」、48以上50未満を「△」、50以上を「○」と評価します。
- ・コスト状況については施設規模等に影響されることから、利用者数1人当たりの経費（過去3カ年の平均）を分析数値としました。偏差値52を超えたものを「×」、50を超え52以下を「△」、50以下を「○」と評価します。

【 施設状況一覧 番号 177～184 】

●文教施設（準必需的公共的施設）

- ・準必需的公共的施設であることから、分類方向性は「△」とします。
- ・耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数表に基づき次のとおりとしました。鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造を50年と、鉄骨造を38年と、木造を24年としました。
- ・利用状況について1日あたりの利用者数を分析数値とし、利用者数を把握していない施設については「-」としました。また、評価については偏差値48未満を「×」、48以上50未満を「△」、50以上を「○」と評価します。
- ・コスト状況については施設規模等に影響されることから、利用者数1人当たりの経費（過去3カ年の平均）を分析数値としました。偏差値52を超えたものを「×」、50を超え52以下を「△」、50以下を「○」と評価します。

【 施設状況一覧 番号 185～194 】

●文教施設（選択的市場的施設）

- ・民間事業者が営利目的として参入可能であることから分類方向性は「×」とします。
- ・耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数表に基づき次のとおりとしました。鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造を50年と、鉄骨造を38年と、木造を24年としました。
- ・利用状況について1日あたりの利用者数を分析数値とし、利用者数を把握していない施設については「-」としました。また、評価については偏差値48未満を「×」、48以上50未満を「△」、50以上を「○」と評価します。
- ・コスト状況については施設規模等に影響されることから、利用者数1人当たりの経費（過去3カ年の平均）を分析数値としました。偏差値52を超えたものを「×」、50を超え52以下を「△」、50以下を「○」と評価します。
- ・学校給食センターは小中学校に付随するものとして、公用施設の要素が強く現状維持としました。

【 施設状況一覧 番号 195～202 】

●スポーツ施設（選択的市場的施設）

- ・選択的市場的施設であるが災害時などで必要とされる避難施設も含まれており、分類方向性は「△」とします。
- ・耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数表に基づき次のとおりとしました。鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造を50年と、鉄骨造を38年と、木造を24年としました。また、グラウンドなどの屋外施設については、スポーツ場の排水その他の土工施設の30年としました。
- ・利用状況について1日あたりの利用者数を分析数値とし、利用者数を把握していない施設については「-」としました。また、評価については偏差値48未満を「×」、48以上50未満を「△」、50以上を「○」と評価します。
- ・コスト状況については施設規模等に影響されることから、利用者数1人当たりの経費（過去3カ年の平均）を分析数値としました。偏差値52を超えたものを「×」、50を超え52以下を「△」、50以下を「○」と評価します。

【 施設状況一覧 番号 203～217 】

●福祉施設（必需的公共的施設）

- ・必需的公共的施設であるため、分類方向性は「○」とします。
- ・耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数表に基づき次のとおりとしました。鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造を50年と、鉄骨造を38年と、木造を24年としました。
- ・利用状況について1日あたりの利用者数を分析数値とし、利用者数を把握していない施設については「-」としました。また、評価については偏差値48未満を「×」、48以上50未満を「△」、50以上を「○」と評価します。

- ・コスト状況については施設規模等に影響されることから、利用者数1人当たりの経費（過去3カ年の平均）を分析数値としました。偏差値52を超えたものを「×」、50を超え52以下を「△」、50以下を「○」と評価します。

【 施設状況一覧 番号 218～221 】

●福祉施設（選択的市場的施設）

- ・選択的市場的施設であるが公共的な児童センターがあることから、分類方向性は「△」とします。
- ・耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数表に基づき次のとおりとしました。鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造を50年と、鉄骨造を38年と、木造を24年としました。
- ・利用状況について1日あたりの利用者数を分析数値とし、利用者数を把握していない施設については「-」としました。また、評価については偏差値48未満を「×」、48以上50未満を「△」、50以上を「○」と評価します。
- ・コスト状況については施設規模等に影響されることから、利用者数1人当たりの経費（過去3カ年の平均）を分析数値としました。偏差値52を超えたものを「×」、50を超え52以下を「△」、50以下を「○」と評価します。

【 施設状況一覧 番号 222～233 】

●公用施設、その他の施設、普通財産

- ・公用施設については、基本的に現状維持としました。
- ・その他の施設と普通財産等については、分類方向性は「△」とします。
- ・利用者数を把握しておらず、コストについても把握していないため「×」としました。

【 施設状況一覧 番号 234～289 】